

# 弘前ハウスワイン特区

都道府県名：

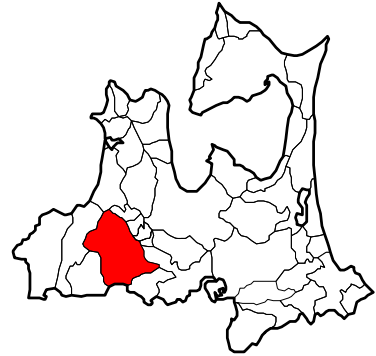
青森県

申請主体名：

弘前市

区域の範囲：

弘前市の全域



特区の概要：

構造改革特別区域の規制緩和を活用し、農業生産者が自家製果実酒を醸造し、自らが経営しているレストラン及び民宿等で観光客等に提供することを目指す。

消費者の食の安全・安心への関心が高まるなか、実際に本市を訪れなければ味わうことが出来ない生産者が見える安全で安心な自家製果実酒は、新たな地域の魅力づくりにつながり、都市部と農村部、消費者と生産者の交流人口が増え、新たな加工品（果実酒）のブランドの確立は、地元農産物の消費拡大による農業所得の向上及び地域の活性化に結びつくものである。

適用される規制  
の特例措置：

特定農業者による特定酒類の製造事業



りんごと岩木山



ワインと自家製生ハム  
自家製チーズ